

公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団審判資格取得費補助金交付要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、地域スポーツのより一層の普及振興並びに国体の円滑な運営に資することを目的に、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が各競技の審判員資格取得に要する経費（以下「審判資格取得費」という。）の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(審判資格取得事業)

第2条 審判資格取得費の対象となる事業は国体の正式競技種目で、以下の各号に該当するものとする。

- (1) S級・A級など各競技団体が個別に定めるカテゴリの資格を新たに取得した場合
- (2) その他理事長が特に必要と認める場合

(審判資格取得事業の対象)

第3条 審判資格取得事業の対象となる団体は、財団が設置する財団スポーツ団体振興協議会（以下「協議会」という。）の加盟団体（以下「団体」という。）のうち、以下の各号に該当するものとする。

- (1) 関係種目団体（但し、国体正式競技種目に限る。）
- (2) その他理事長が特に必要と認める場合

(対象経費)

第4条 審判資格取得費の対象となる経費は、取得に必要な直接経費で次に掲げる経費とし、その基準は次のとおりとする。

- (1) 負担金（必須科目等の受講料、審判登録料等）
- (2) その他理事長が必要と認める経費

(審判資格取得費の額)

第5条 審判取得費の額は、第1号に定める額に第2号に定める人数を乗じて得た額とする。

- (1) 取得に要する経費で、1人5,000円を上限とする。
- (2) 現に取得した者の数（但し、市内在住に限る）

(審判資格取得費の交付申請)

第6条 審判資格取得費の交付を受けようとする団体は、あらかじめ理事長に対し審判資格取得費交付申請書及び取得計画書を提出しなければならない。

(審判資格取得費の交付決定)

第7条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査のうえ交付の可否を決定し、審判資格取得費交付決定通知書により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定を受けた団体は、審判資格取得事業終了後、実績報告書、取得者名簿及び事業終了を証する書類を提出しなければならない。

2 なお、補助事業終了後、交付決定額に変更が生じた場合には、前条の報告書類に添えて審判資格取得計画変更届を提出しなければならない。

(審判資格取得費の交付時期及び方法)

第9条 審判資格取得費は、理事長が前条の規定による報告書及び関係書類に基づき、審判資格取得事業が報告書どおりに実施されたことを確認した後に交付する。

2 審判資格取得費の交付決定を受けた団体は、審判資格取得費の交付を受けようとするときは、請求書を提出しなければならない

(資格取得費の返還)

第10条 理事長は、審判資格取得費の交付決定を受けた団体が虚偽の申請その他不正な手段により審判資格取得費の交付を受け、又は審判資格取得費を交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この要領の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。